

平成27年10月5日(月)
都市経営戦略会議 資料
財政局 債権整理推進部 収納対策課

(仮称)さいたま市債権管理条例 の制定について

審議事項

債権の適正な管理を行うため、
(仮称)さいたま市債権管理条例を
制定することとし、今後、制定に向けた
準備を進めてよろしいか。

本市の債権回収対策の取組

債権とは市の財産である

さいたま市債権回収対策本部(平成20年2月設置)

- 目的: 全庁的な債権回収対策を推進し、市民負担の公平性及び市債権収入の安定確保を図ること
- 組織: 本部長(財政局に関する事務を担当する副市長)及び本部員
- 役割: 全庁的な債権回収対策の推進に関する進行管理
債権所管課の適切な債権管理の監督及び徴収体制強化の推進

さいたま市債権回収対策基本計画

- 全庁的な債権回収対策の推進のための基本事項を定めた計画
- 背景: 健全な財政運営の確保、未納に対する市民の関心の高まり、国からの徴収事務の合理化・効率化の要請等
 - 趣旨: 市民負担の公平性の確保、歳入の安定確保
 - 目標: 適切な債権管理、自立した徴収体制の確立、収納率の向上及び収入未済額の圧縮
 - 期間: 平成20年8月から

監査等からの指摘

平成24年度包括外部監査 結果報告書〈抜粋〉(公表日H25.3.8)

〈不納欠損処理について(意見)〉

市においては、現状、時効の援用を要する債権について、不納欠損処理に関する、基本的な方針が整備されていない。その結果、滞留している債権に関する欠損処理については、債権所管課ごとに異なる処理を行っている状況となっている。(略)。時効の援用がなく、長期に滞留している債権の対応に関する基本的な方針を設定し、それに沿って各所管課が不納欠損の効率的な管理を行うことが望まれる。

平成26年度 歳入歳出決算審査意見書(提出日H27.8.26)

〈審査結果(収入未済額)〉

非強制徴収公債権及び私債権については、(略)納付見込みがない債権者に督促を続けることは、経済性・合理性の見地からも非効率である。したがって、合理的期間が経過した後は、法的手続に入るか、債権を放棄するかを明確にすることが重要である。市が債権者として行うべき事務を明らかにし、庁内の統一的な取扱いルールを用いて、適正な債権管理を行うことが必要であり、債権管理条例の制定も視野に入れた検討を望むものである。

これまでの取組

包括外部監査による指摘(平成25年)

平成
25
年度

○債権回収対策本部担当者会議

- ・債権のあり方、統一する事務処理について検討し、債権管理条例の必要性を共有した。

平成
26
年度

○債権回収対策本部会議

- ・「さいたま市債権回収対策基本計画」の改定について議論を行った。
- ・債権整理推進部のみならず各課で役に立つ、実効性のある条例となるよう検討すべきとの意見があった。
- ・「条例の策定の推進」が計画の中に明記した。

平成
27
年度

○債権回収対策本部担当者会議

- ・事務処理基準の統一方法、債権管理条例の骨子について検討した。

○債権回収対策本部会議

- ・条例の必要性、課題等について議論を行った。
- ・債権管理条例の制定についての必要性を共有した。

債権管理の現状<一部債権において見受けられるもの>

債権の管理

- ・台帳上、最新の折衝記録のみが保存され、過去の十分な記録が残っていない。
- ・督促状の発付時期が不定期となっている。

徴収の方法

- ・生活困窮者等に対して法的措置を実行することができず、時効を迎えている。
- ・滞納整理に関する統一した処理方針等がないため、債権ごと・区ごとで対応に差が出ている。

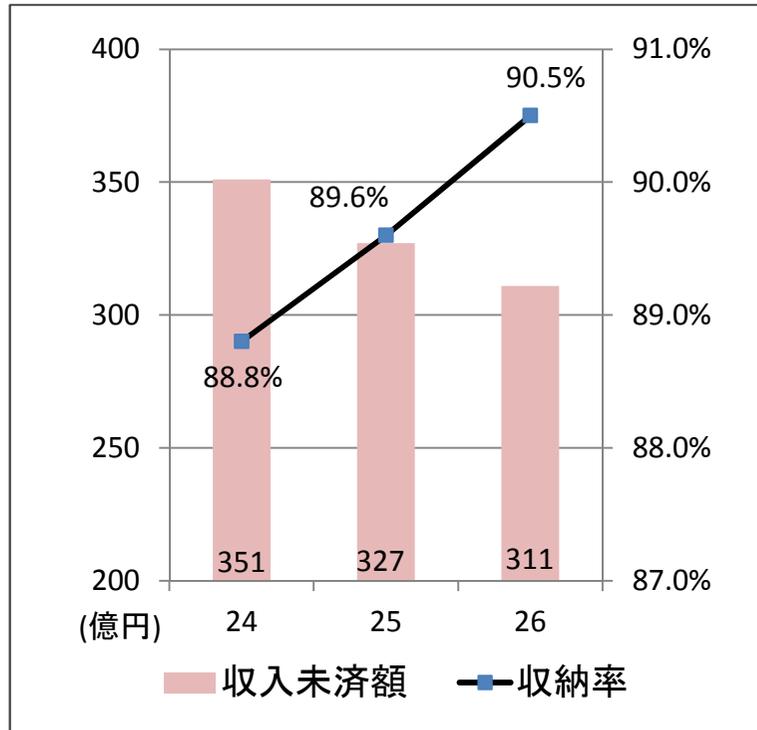


- 市税を除く債権で、収入未済額が増加している。
- 時効の援用が徴収できない債権がある。
(平成25年現在:1,941件、5,816万円)

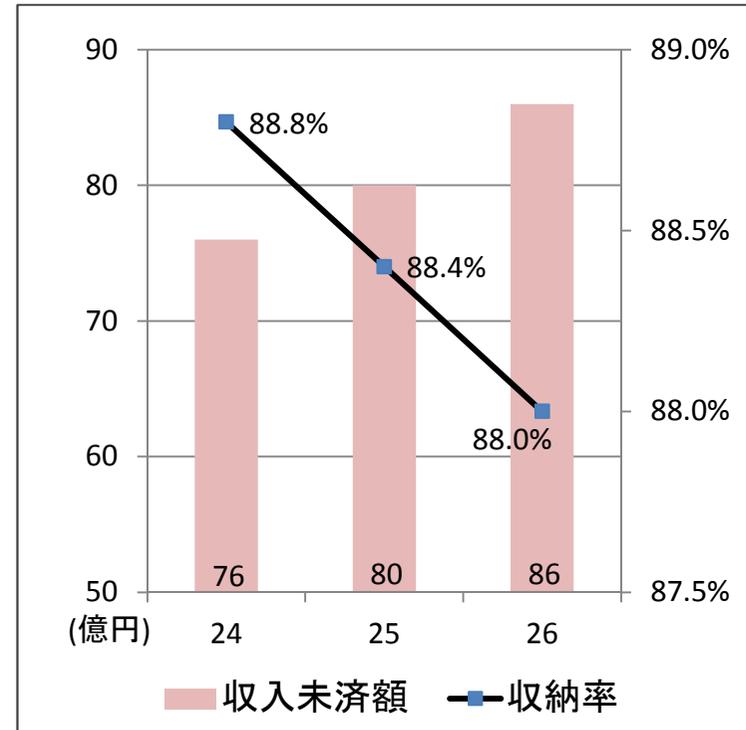
市民負担の公平性が確保されているとはいえない状況にある

収納率及び収入未済額の推移

市債権回収対策基本計画
で定める27債権



うち、市税・国民健康保険税を
除いた債権



債権管理条例で全庁的に統一した基準を定め、債権を適正に管理し、公平な徴収を行うことで、歳入の安定確保と市民負担の公平性を図る必要がある。

債権管理条例とは

【目的】

- ①債権管理の統一的な基準を定め、債権の発生から消滅までを適正に管理すること。
- ②公正かつ公平な市民負担の確保と債権管理のさらなる適正化を図り、健全な行財政運営を行うこと。

【他団体の取組状況】

他政令市:20市中12市が制定済
埼玉県:平成26年3月に制定済
埼玉県内:5市制定済

適正な管理

- ・台帳に示すべきことを整理し、持続的に管理する
- ・督促状を発付する時期を統一する
- ・収入未済額発生後の債権管理の流れを示す

公平な徴収

- ・滞納処分や強制執行等適切な措置を実行する
- ・債務者の資力を確認するため、情報の共有化を図る
- ・時効の援用が徴取できない債権を解消するため、放棄の基準を明確化する

歳入の安定確保、市民負担の公平性の確保
統一した基準により、債権を適正に管理

債権管理条例の骨子について

項目	概要
目的	市の債権の管理に関する事務の一層の適正化を図り、公正かつ円滑な行財政運営に資すること
定義	強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権を定義する
他の法令との関係	他の法令等に定めがない場合は当該条例に基づくものとする
市長等の責務	市の債権を適正に管理しなければならないと規定する
台帳の整備	規則で定める事項を記載した台帳を整備する
督促	履行期限を過ぎても納付がない債務者に対して督促する
債務者に関する情報の共有	債権の管理に必要な範囲内で、情報の共有を可能とする
滞納処分、強制執行等	督促をした後も履行しない時の措置を規定する (例)滞納処分、換価の猶予、処分の停止、強制執行、債権の申出等
債権の放棄	非強制徴収公債権及び私債権について、一定の条件を定め、放棄することができる」と規定する
委任	債権管理条例の施行に関して必要な事項は規則に委任する
附則	施行期日 平成28年4月1日(一部の債権に係る督促については平成28年10月以降より施行)

条例制定後の債権管理の流れ

(非強制徴収公債権・私債権)

